

令和3年8月18日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国は8月17日、京都府、兵庫県など7府県を対象に、8月20日から9月12日までを期間とした緊急事態宣言を発するとともに、東京都、大阪府など6都府県に発出している緊急事態宣言を9月12日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。

区は、国および都の方針を受けて、9月12日までの間、以下のとおり対応する。9月13日以降の対応は、別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大しており、区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。特に、混雑した場所等への外出を避けるようお願いする。午後8時以降の外出、都道府県間の移動、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を、控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2) ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。
なお、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。
- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (5) 少年自然の家は、引き続き休館する。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、定員の50%かつ上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。

【その他共通事項】

- (1) 飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、引き続き禁止する。
- (2) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大しています。日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いします。特に、混雑した場所等への外出は避けてください。外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている方と少人数で行動してください。午後8時以降の外出、都道府県間の移動、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いします。

4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する(酒類の店内持込を認めている場合を含む)飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後8時までとするようお願いします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。